

○多摩市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月16日条例第1号

改正

平成14年7月1日条例第24号

平成15年3月31日条例第1号

平成15年12月26日条例第46号

平成20年9月9日条例第24号

平成25年2月27日条例第6号

多摩市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、多摩市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、多摩市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、会派の請求に基づき、予算の範囲内において、4月1日に存する会派に対しては、同日における当該会派所属議員数に26,000円を乗じて得た額を月額として、その12箇月分を同月に交付し、年度の途中において新たに結成された会派に対しては、当該結成された日（以下「結成日」という。）における当該会派所属議員数に26,000円を乗じて得た額を月額として、結成日の属する月の翌月（結成日が月の初日に当たる場合は、当月）から年度末までの月数分を当該翌月（結成日が月の初日に当たる場合は、当月）に交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、前項の規定による交付月の末日までに交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 年度の途中において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合には、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 月の初日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの脱会若しくは会派への加入（以下「議員の辞職等」という。）があった場合は、当月分から所属議員数に異動が生ずるものとし、月の初日以外の日において、議員の辞職等があった場合は、翌月分から所属議員数に異動が生ずるものとする。

3 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて、多摩市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき及び年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散及び任期満了のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多摩市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第46号）

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の多摩市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の多摩市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動に必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動若しくは議会活動又は市の政策について住民に報告し、周知するために要する経費
広聴費	会派が、住民からの市政又は会派の政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	会派が行う調査研究活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で、会派が行う調査研究活動に必要な経費